

別記様式第2-1号別添（別記1-2別記様式第2-1号関係）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業  
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名 山口県

策定： 令和8年 3月 5日

1 目的

山口県では、県内全域で水稻が栽培されており、野菜は、県中西部の指定産地を中心にキャベツ、だいこん、たまねぎ、トマトなどが栽培されている。また、果樹は、瀬戸内側を中心にうんしゅうみかん、中山間地域で、なし、くりなどが栽培されている。

一方で、本県は、中山間地域が県土の7割を占め、他県と比較して農業生産における条件不利地が多い中、農業従事者の高齢化に伴う労働力の不足や担い手の減少、耕作放棄地の増加等が進んでいる。とりわけ近年は、気候変動や国際情勢変化など、様々なリスクに直面していることから、生産性と持続性を両立した強い農業の育成が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、デジタル技術を活用した各種スマート農業技術による省力化・高品質化等を推進することで、本県の地域特性に応じた生産力の向上や新規就業者への円滑な技術継承等を通じて、地域をけん引する中核経営体の育成と経営基盤の強化を図る。

2 基本方針

作物名	スマート農業の推進方針
土地利用型作物 (稲、麦、大豆) 野菜 果樹・茶 花き	ドローンと発芽・出芽を促進する被覆資材を組み合わせた水稻の直播栽培や、次作に向けた食味・収量コンバインのデータ活用、ほ場の大区画化と直進アシスト機械による作業精度の向上など、スマート農業機械の導入とその効果を高める栽培体系へ転換することで、労働生産性の向上及び需要に応じた安定的な生産を図る。
	また、栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有することによる適期作業時期の決定とそれを実施するための機械化体系への転換など、土地生産性や品質の向上を図る。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

1 推進・指導方針

本事業の効果的な実施に向け、市町、JA等と連携し、推進・指導に当たるものとする。

2 産地スマート計画・取組主体事業計画の審査方法

地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査は、各協議会の構成団体である県農林（水産）事務所又は市町に属する補助事業に精通したものを主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、取組主体が作成する事業計画書について、地域協議会の構成員による事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

#### 4 取組要件

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	<p>1 取組要件            スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和8年1月14日付け7農産第3856号、以下「国実施要領」という。）に定める要件を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>2 対象者            （1）産地スマート計画            取組主体は認定農業者、集落営農法人、認定新規就農者、地域計画に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から農地を借り受けた農業者のいずれかとする。            （2）スマート技術高度化利用計画            農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（以下、「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けた者及び同計画について地方農政局等との協議が終了しており、事業実施期間中に認定を受けることが確実と見込まれる者とする。</p>

#### 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>1 計画申請            （1）事業費（産地スマート計画（取組主体事業計画）、スマート技術高度利用計画）            ①見積書（複数の販売会社の見積書の写し）、カタログ、②導入する機械等が成果目標の達成に寄与することがわかる資料、③能力・台数などの算定根拠、機械の利用計画、④費用対効果分析資料（機械を導入する場合）、⑤位置図・配置図（機械等を設置、保管場所がわかる図）、⑥申請者の規約・定款（任意組織、農業法人の場合）、⑦環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑧改植実施園の位置図（改植の場合）、⑨その他必要な資料            （2）推進事務費（産地スマート計画（取組主体事業計画））            ①見積書、単価の根拠資料、②人件費及び賃金等の時間給又は日当の単価根拠、③旅費規程、④謝金規程、⑤委託契約書（案）、⑥その他必要な資料</p> <p>2 実績報告、請求時            （1）事業費（産地スマート計画（取組主体事業計画）、スマート技術高度利用計画）            ①入札関係書類、②発注書・契約書、③借受証（リースの場合）、④納品書、⑤請求書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦導入後の写真（設置を要する機械については導入前後の写真）、⑧財産管理台帳、⑧環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑨機械が中古の場合は耐用年数の残存年数が2年以上あることがわかる資料、⑩動産総合保険等の保険契約書（機械を導入し、契約済みの場合）、⑪その他必要な資料            （2）推進事務費（産地スマート計画（取組主体事業計画））            ①業者選定関係書類、②発注書、契約書、旅費計算書等、③納品書（納品がある場合）、④請求書、⑤領収書（支払済みの場合）、⑥成果品（写真等）、⑦委託契約書、⑧その他必要な資料</p>
---

## 6 取組主体助成金の交付方法

計画申請、実績報告、助成金の支払等については、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年1月14日付け7農産第3678号、以下「国交付等要綱」という。）、国実施要領、山口県農業支援サービス事業費補助金交付要綱（令和6年5月30日付け令6農業振興第302号、以下「県交付要綱」という。）により行う。

### 1 計画申請

#### （1）産地スマート計画

原則として地域協議会等が作成し、県へ申請する。

#### （2）スマート技術高度利用計画

取組主体が作成し、県へ申請する。

### 2 実績報告、助成金の支払等

#### （1）産地スマート計画に係る助成金

取組主体助成金は、予算の範囲内で県交付要綱に基づき交付するものとし、取組主体は地域協議会等を経由して取組主体助成金を県に請求するものとする。県は原則として、取組主体に取組主体助成金を直接交付するものとし、地域協議会等に助成金額を通知するものとする。

#### （2）スマート技術高度利用計画に係る助成金

取組主体助成金は、予算の範囲内で県交付要綱に基づき交付するものとし、取組主体は県に請求するものとする。県は原則として、取組主体に取組主体助成金を直接交付するものとする。

### 3 補足

1及び2について、県交付要綱により市町等を経由して取組主体助成金を交付することとした場合、計画申請、実績報告、助成金の支払等の事務手続きについては、市町等を経由して県に提出するものとする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

### 1 全般

国交付等要綱、国実施要領、県交付要綱に基づいて適正に事業に取り組むこと。

### 2 取組主体（取組主体事業計画、スマート技術高度利用計画）

（1）事業計画、実績報告、事業実施状況の報告及び事業の評価等を地域協議会等又は県が示す時期までに、根拠資料を添付して提出すること。

（2）非課税業者であることは自ら証明すること。

（3）契約にあたっては、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により実施すること。

（4）事業要件を満たさないことが判明した場合、助成金を返納すること。

（5）耐用年数期間中は、財産を適正に管理すること。

### 3 地域協議会等（産地スマート計画）

（1）事業計画、実績報告、事業実施状況の報告及び事業の評価等を県が示す時期までに、根拠資料を添付して提出すること。

（2）事業要件を満たさないことが判明した場合、助成金の返納を求めること。

（3）耐用年数期間中は、財産を適正に管理するよう取組主体を指導すること。

## 8 その他

高度利用計画取組主体が策定する「スマート技術高度利用計画」については、以下の通り規定する。

### 1 審査の方針、体制

スマート技術高度利用計画に係る審査は、県農業振興課を中心に実施し、交付等要綱、実施要領及びスマート農業技術活用促進法に基づき、本事業の趣旨に即した計画となっており、かつ、認定された生産方式革新実施計画と整合性のとれた計画となっているかを審査する。審査においては、必要に応じて県農業振興課や事業実施地区を管轄する県農林（水産）事務所と連携することとする。